

昭和二十五年十二月二日受領
答 弁 第 二 九 号

(質問の 二九)

内閣衆質第二九号

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出右側通行実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出右側通行実施に関する質問に対する答弁書

歩行者が右側通行になつてからの交通事故と、左側通行時代の交通事故との比較は、別表の通りであります。

対面交通の趣旨は、歩行者が右側通行することにより、車馬と対面して通行し、車馬からの追突事故や、不用意の道路横断の際の事故を防止しようとするものでありますが、別表のように歩行者の右側通行実施後も事故が増加しているのは、交通量が増加したことによるものと思われれます。例えば、この一年間に自動車の増加率は、二六・五%であつて死傷者の増加率二〇%よりも多くなつております。(別表に示すように新交通法令施行後しばらくは成績良好でありました。)

今後とも、道路上における高速度交通は、益々増加するでありましょうし、これに対応するためには、歩行者と車馬とが道路の同じ側で相対面して通行することが必要であります。この対面交通制度円滑に行われれば所期の効果をあげることができると思われますのでその指導に遺憾なきを期する考であります。

右答弁する。

対面交通実施後における交通事故発生状況(前年度同期との比較表)

昭和二十四年十一月—昭和二十五年八月(全国統計)

月別 年別	件		数		死		者		傷		者	
	昭和	昭和	増減比	昭和	昭和	増減比	昭和	昭和	増減比	昭和	昭和	増減比
十一月	一、九五	二、二〇	+ 二五	三七	二九	— 一〇	一、四六	一、六三	+ 一六	一、四三	一、六三	+ 二〇
十二月	一、八一	二、二九	+ 四八	三五	三五	— 一六	一、六八	一、六四	— 一四	一、六四	一、六四	— 一四
一月	一、八四	一、九三	+ 一〇	三七	三五	— 一六	一、三七	一、五七	+ 二〇	一、五七	一、五七	+ 二〇
二月	一、六四	一、八八	+ 二四	二五	三五	— 一〇	一、四二	一、二七	— 一五	一、二七	一、二七	— 一五
三月	一、九三	二、四七	+ 五四	三七	三五	+ 一〇	一、五九	一、六一	+ 一二	一、六一	一、六一	+ 一二
四月	二、一八	二、五五	+ 三六	三四	三一	+ 一七	一、七六	一、九三	+ 一六	一、九三	一、九三	+ 一六
五月	二、四〇	二、八三	+ 四三	三七	三五	+ 一八	一、六九	二、三〇	+ 六〇	二、三〇	二、三〇	+ 六〇
年別	昭和	昭和	増減比	昭和	昭和	増減比	昭和	昭和	増減比	昭和	昭和	増減比
二十四年	二、四四	二、八三	+ 三九	三五	三五	+ 一八	一、六九	二、三〇	+ 六〇	二、三〇	二、三〇	+ 六〇
二十五年	二、四四	二、八三	+ 三九	三七	三五	+ 一八	一、六九	二、三〇	+ 六〇	二、三〇	二、三〇	+ 六〇

六月	一、八七	二、五九四	+	七五	二六五	三〇五	+	四〇	一、六六	一、九六五	+	三六九
七月	二、一六〇	三、〇七四	+	九四	二八一	三六六	+	八五	一、七九三	二、五〇二	+	七二〇
八月	二、三〇九	三、三三七	+	一、〇一八	三四七	三五九	+	二二	一、八二〇	二、四八一	+	六七二
計	一六、〇三四	二〇、五七六	+	四、五四四	二、四七三	二、六四四	+	一七二	一三、九六二	一五、八五一	+	二、八六九

(実施前) (実施後)

(実施前) (実施後)

(実施前) (実施後)

註 対面交通に直接関係のある歩行者と車馬との間の事故のみを抽出した統計がありませんので、この統計表は、対面交通に関係のない事故を含むあるゆる交通事故の統計をあらわすものではありません。